

# 憲法しんぶん速報版

第 119 号

2005 年 5 月 27 日

発行＝憲法会議

Tel 03-3261-9007

Fax 03-3261-5453

## 「地方都市集会」、「全国キャラバン」 自民、民主が論議盛り上げに躍起

自民、民主の両党は、それぞれの党の改憲案の作成を土台に、「タウンミーティング」「全国キャラバン」などの方針を打ち出しています。「九条の会」の運動が発展する一方で、改憲世論が一向に盛上らないことへの焦りです。同時に、改憲論議が具体化するにつれ、それぞれの党内矛盾もあらわになってきています。

### 論議具体化の中で矛盾も

自民党新憲法起草委員会は、18日に開いた諮問会議で、4月にまとめた10小委員会の憲法改正要綱を一本化する作業を開始しました。小委員会の要綱は両論併記が多く、小委員会の間の意見の違いもあり、その調整作業です。

起草委は当初、4月末に条文化した「改憲試案」を発表する予定でしたが、「前文」、「天皇」、「安全保障」などでは調整がつかず両論併記となりました。さらに18日の諮問会議では、「集団的自衛権は明記しなくても権利として有している」との結論に異論が続出。

このため、起草委は条文化した改憲案をまとめることは不可能として、6月中にまとめる「起草委要綱」を事実上の「森委員長試案」と位置づけると

いいます(20日「東京」)。なお、条文化の作業は夏以降におこない、11月の党大会に間に合わせる予定。

同時に、6月から10月にかけて全国10ヶ所で党員を中心にタウンミーティングを開き、国民的世論の喚起をめざかとしています。

**【諮問会議】** ▽首相経験者…中曽根康弘、宮澤喜一、海部俊樹、橋本龍太郎 ▽衆参…綿貫民輔・前衆院議長、倉田寛之・前参院議長 ▽経済界…三木繁光・経団連副会長、北城恪太郎・経済同友会代表幹事、高梨昌芳・日本商工会議所副会頭 ▽有識者…岡崎久彦 三浦朱門、上坂冬子

**【新憲法起草委員会】** 森善朗・委員長、与謝野馨事務総長(政調会長)、中曽根弘文・副事務総長、保岡興治・事務局長、升添要一・事務局次長

## 安全保障小委が詰めの論議

民主党は 24 日、憲法調査会の拡大役員会を開き、「憲法提言」取りまとめの進め方を協議しました。

その結果、5つの小委員会のうち意見集約がされたものから順次総会にかけ、7月中にも「提言」をまとめる方向を確認しました。

25日には、5つの小委員会のなかでも意見集約が難航している安全保障問題を扱う第5小委員会が開かれ、中川正春座長が、これまでの論議をもとに、「わが国の安全保障にかかる憲法上の4原則・2条件」を提示し、これをもとに今後の議論をすすめることにしました。

4原則は、①憲法の「平和主義」の堅持・発展、②国連憲章 51 条に規定された「制約された自衛権」を憲法に明記、③武力行使を含む国連の集団安全保障活動への参加を位置付ける、④シビリアン・コントロール(民主的統制)を明確にする。

2条件は、①「自衛権」については「専守防衛」に徹し、国連主導の集団安全保障活動の参加においても武力行使は抑制的に行なう、②憲法の付属法として「安全保障基本法」を定め、シビリアン・コントロールや国連待機部隊の具体的規定などをおく。

中川座長は会議後、記者団に「国連の活動であっても攻撃的武力行使には参加せず、平和構築型、治安維持型などに限定される」と語りました。

また、「憲法提言」をまとめた後は、「憲法対話」の全国キャラバンをすすめることを決めました。

## 「読売」こそ主権行使を否定

5月20付「読売」は「常任委員会の設置を急ぐべきだ」との「社説」を掲げ、「憲法調査会に代わる国会の常任委員会の設置が遅れているのはどうしたことか」と苛立ちを示し、「憲法 96 条には憲法改正条項があるのに憲法改正の手続き法である国民投票法が存在しない。これでは、国民の最大の主権行使である憲法改正が出来ない」といきまっています。

しかし、「読売」が作成した「憲法改正試案」では、衆参両院の3分の2以上の賛成があれば、国民投票を省いて憲法「改正」は成立することになっています。つまり、1回目の改憲を突破すれば、後は国民投票の手続きを経ず、国会内の談合だけで、いくらでも憲法を変えられるということです。

国民投票を形骸化させるための国民投票法の制定を求めるものであり、国民の主権行使をもっとも無視した主張にほかなりません。

## 「特別号」活用 300 部を突破

衆参憲法調査会の最終報告書を総批判した『月刊憲法運動』5月特別号は団体、地方憲法会議、ホームページで知った人などから注文が相次ぎ、定期購読以外の活用が1週間で300部を突破しました。ホームページで知って注文した人のなかには、これを機に定期読者になることを申し込んだ人が3人います。

中央憲法会議では、今後、さまざまな機会に最終報告書が持ち出されることから、さらに多くの活用をよびかけています。